

波佐見町ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、波佐見町（以下「町」という。）がインターネット上に公開しているホームページへの広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 ホームページに掲載する広告はバナー広告とし、町民生活の利便性向上が期待できるもので、その範囲は次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 町の広報媒体としての公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (3) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (4) 投機的商品の広告
- (5) 出資者及び出資金の募集広告
- (6) 靈感商法など不良商法と認めるものの広告
- (7) 債権取立て、回収等の広告
- (8) 消費者金融の広告
- (9) 特殊な結社団体の広告
- (10) 興信所等の広告
- (11) 風俗営業の広告
- (12) 法規に触れる危険物の販売広告
- (13) 危険を伴う民間療法の広告
- (14) 人権を害するおそれがある広告
- (15) その他町長が掲載を不相当と認める広告

(広告の掲載順序)

第3条 掲載する広告の順序は次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びそれに類するものに係る広告
- (2) 私企業のうち公共的性格を有する企業で、町内に事業所等を有するものに係る広告
- (3) 前2号の規定に該当しない私企業及び自営業で、町内に事業所等を有するものに係る広告
- (4) 第1号及び第2号の規定に該当しない私企業及び自営業で、県内に事業所等を有するものに係る広告
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長がホームページに掲載する広告として適当であると認めるもの

(広告の掲載位置及び掲載数)

第4条 掲載位置はトップページとする。

2 前条に定める掲載順に上から掲載し、空きが出た場合は上に詰めるものとする。

3 表示は1行につき5枠とし、それを超える場合は複数行に表示する。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は次のとおりとする。

(1) 天地 46ピクセル

(2) 左右170ピクセル

(3) 20KB以内

(4) GIF、PNG、JPG形式

(5) 掲載1枠につき1個のハイパーリンクを設定する

(6) 広告主の希望によりALT機能の追加が可能

(広告の掲載料)

第6条 広告の掲載料は月額3,000円とする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告掲載期間は1月単位とし、連続する掲載期間は各年度最大12月とする。

2 広告掲載期間中、町の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、閉鎖した時間を24時間で除して得た日数(端数時間切捨て)に相当する期間広告掲載期間を延長するものとする。

3 広告掲載期間は予め様式第2号で明示するものであり、期間満了する旨の連絡を町から広告主には行わないものとする。

4 広告掲載期間が満了するにあたって継続的に広告掲載を希望するときは、第9条に基づいて申込をしなければならない。

(広告掲載の募集)

第8条 広告掲載の募集は波佐見町広報誌および波佐見町ホームページより行うものとする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第9条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、波佐見町ホームページ 広告掲載申込書(様式第1号)に下記に定める書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(資格免許証、諸証明書など広告掲載申込者の健全性を確認できる書類)

- 2 町長は前項の申込みがあったとき、次条に規定する広告審査委員会による広告掲載の適否の審査を経て掲載広告を決定し、波佐見町ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

（広告審査委員会）

第10条 町長は前条第2項の審査を行うため、庁内に広告審査委員会を置く。

- 2 広告審査委員会の委員長は副町長とし、副委員長は企画情報課長とする。
- 3 広告審査委員会の委員は申請内容に基づき委員長が指名する。
- 4 広告掲載の適否の審査は、広告審査委員会が次により行うものとする。
- (1) 広告掲載申込者の業務について特定の免許、証明、許可などの法的手続がなされているかを申込書の添付資料により確認する。
- (2) 広告内容がホームページの広告掲載の趣旨に適合しているかどうかを確認する。
- (3) 審査結果は直ちに町長に報告することとし、町長は速やかに広告掲載申込者に通知する。

（広告掲載料の納付）

第11条 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、広告掲載開始日の7日前までに広告掲載料を納付しなければならない。

（広告原稿の作成及び提出）

第12条 広告原稿（広告ウェブページ及び広告バナー）は町が指定する方法により広告主の負担で作成し、町が指定する期日までに記録媒体もしくは電子メール添付により提出するものとする。

（広告内容の責任）

第13条 広告の内容に関する責任は広告主が負うものとする。

（広告掲載の取消し）

第14条 町長は次の場合、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告主又は広告内容が不相当と判明した場合

（広告掲載料の返還）

第15条 広告掲載が決定した後、広告主の責めに帰さない理由により広告が掲載できなかったときは広告掲載料を返還する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか広告掲載について必要な事項があれば、協議により決定する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月10日から施行する。